

議案第61号

葛飾区災害対策条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 9 月 18 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

災害対策基本法の改正に伴い、葛飾区防災会議の所掌事務を改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区災害対策条例の一部を改正する条例

葛飾区災害対策条例（昭和60年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第5条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第7条第2項第2号を次のとおり改める。

(2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第7条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。

第9条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号の前に次の1号を加える。

(11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

第9条第1項第12号を削り、同条第2項中「第2号及び第9号から第12号」を「第8号から第11号」に改める。

第10条第2項中「第10号」を「第9号」に改める。

第13条第1項中「第23条第1項」を「第23条の2第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。